

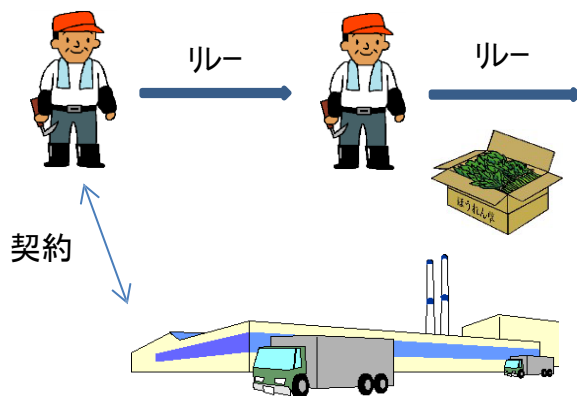
契約野菜のリレー出荷に係る特例措置(六次産業化法)の内容

産地連携野菜供給契約(複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約)を締結し、六次産業化法の認定を受けた生産者は、契約野菜事業(数量確保タイプ)において以下のようなメリットが得られます。

メリット1

指定産地外の実産者も対象

○指定産地外の実産者も契約野菜事業(数量確保タイプ)の支援対象となります。



メリット2

県費負担の軽減による効果

『負担割合』

【認定を受けていない場合】

50(国):25(県):25生産者

↓

【認定を受けた場合】

基本 50(国):10(県):40生産者

特例 50(国):0(県):50生産者

この特例を受けるには指定・特定産地の面積割合が50%未満等が要件となります。

○上記特例を受ける場合などは、県費負担等の制限を受けず生産者のみの判断で事業が活用可能です。

ご質問等は下記へお気軽にお問合せください。

契約指定野菜安定供給事業(数量確保タイプ)について

数量確保タイプとは？

一定の量を一定の価格で取引する定量定価格契約を締結したとき、作柄変動等により品薄で契約数量を充足できなくなった場合に、市場に出荷予定のものや市場等から購入したものによって契約数量を確保した掛増し経費に対して交付金を交付します。

○交付される要件(発動要件)

平均取引価額が指標価額(基準価格×130%)を上回ったときに数量を確保した場合

機構が集計した全国の市場の平均取引価格

交付金額の計算方法

①【市場に出荷予定のものより数量を確保した場合】

平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てんします。

$(\text{平均取引価額} - \text{契約価額}) \times 0.7 \times \text{交付対象数量} = \text{交付金額}$

↓ ①

$\text{契約出荷実績数量} - \text{全実績数量}(\text{契約} + \text{市場出荷分}) \times \text{全体計画に占める契約割合}$

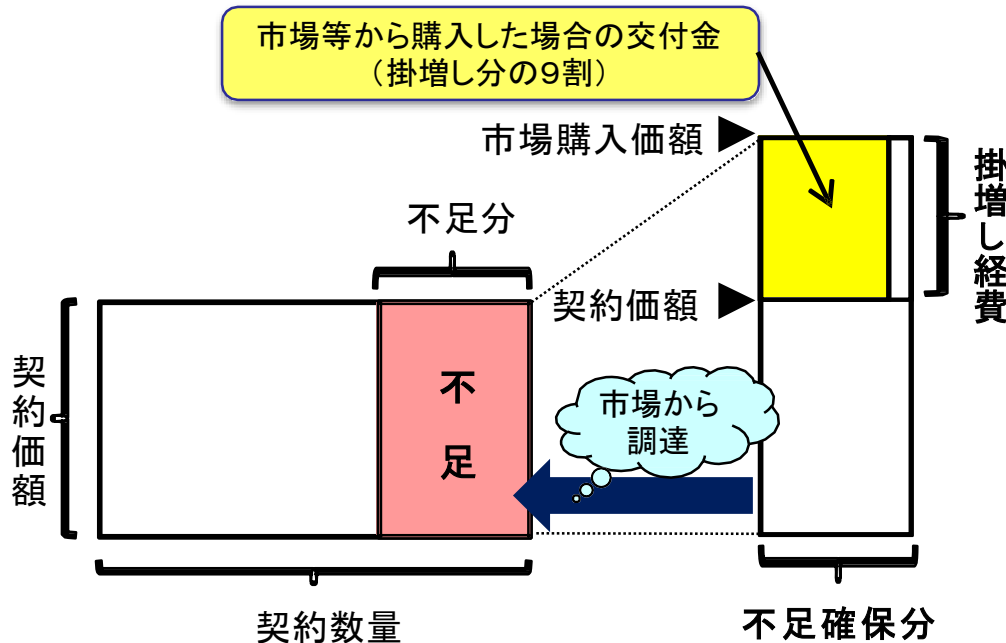
②【市場等から購入することにより数量を確保した場合】

購入価額と契約価額の差額の90%を補てんします。

$(\text{購入価額} - \text{契約価額}) \times 0.9 \times \text{交付対象数量} = \text{交付金額}$

↓ ②

$\text{購入数量}(\text{交付予約数量}) - \text{①の交付対象数量}$



『その他留意事項』

【購入限度価額】 契約価額の150%

(200%、300%、400%を選択することも可能。)

【負担割合】 国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)

リレー出荷の場合は割合が異なる

リレー出荷の
メリット2